

早期経営改善計画 策定支援

ポストコロナ持続的発展計画事業

中小企業者等が、国が認める
税理士などの専門家の支援を受けて
経営改善計画を策定する場合、
専門家に対する支払費用の2/3を補助します。
(上限25万円※)

※計画策定費用	上限15万円
伴走支援費用(期末)	上限5万円
伴走支援費用(期中)	上限5万円(任意)

こんなメリットがあります!

- 条件変更等の金融支援が必要でないため、簡単で取り組みやすい
- 計画策定により、自社の状況を客観的に把握できる
- 計画策定から1年間、専門家のフォローアップが受けられる
- 計画策定をしたことで、税理士や金融機関への相談内容が明確になる

こんな方にお勧めです!

- 今のところ金融機関への返済条件等の変更は必要ないが、
- このところ資金繰りが不安定になっている
 - 原因がわからないが売上げが減少している
 - 自社の経営状況を客観的に把握したい
 - 専門家から経営に関するアドバイスが欲しい
 - 経営改善の取り組みをフォローアップして欲しい

専門家の支援を受けることで、次のような計画を策定できます。(下記は一例です。)

ビジネス モデル俯瞰図

事業全体を把握し、
収支の流れ、仕組みを
「見える化」します

資金実績・計画表

過去の資金繰り表や
財政計画の実績を分析し、
今後の資金計画作成に
活かします

アクションプラン

「ビジネスモデル俯瞰図」や
「資金実績・計画表」を
もとに見える化した
課題を行動計画
にします

計画損益 計算書

お問い合わせはこちら 【受付時間/午前8:30~午後5:00(土・日・祝を除く)】

徳島県中小企業活性化協議会(経営改善計画策定支援部門)

tel:088-679-4090 fax:088-626-7124 E-mail:tsaisei@fm.nmt.ne.jp

住所:〒770-8530 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)3階



利用手続きについては、裏面へ▶

早期経営改善計画策定支援の利用手続き

申請～お支払い

1 利用申請

① 中小企業・小規模事業者 認定経営革新等支援機関(士業等専門家)

連名で徳島県中小企業活性化協議会へ申込

中小企業・小規模事業者は金融機関から事前相談書(金融機関が連名で申請する場合は不要)を入手し、徳島県中小企業活性化協議会へ提出

② 徳島県中小企業活性化協議会

- ・申込内容を確認し、協議会において経営改善計画策定支援に係る費用の一部を負担することが適切と判断した場合は、その旨を代表認定経営革新等支援機関へ通知
- ・協議会は、計画策定における着眼点の説明等を行います

2 計画策定支援

中小企業・小規模事業者 認定経営革新等支援機関(士業等専門家)

中小企業・小規模事業者の早期経営改善計画策定支援を認定革新等支援機関が実施

中小企業・小規模事業者は、その計画を金融機関に提出

3 支払申請及び支払決定

① 中小企業・小規模事業者 認定経営革新等支援機関(士業等専門家)

金融機関に計画を提出したことを確認できる書面(金融機関の受取書)を添付して、連名で費用の支払申請を行う

② 徳島県中小企業活性化協議会

申請内容を確認の上、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、経営改善計画策定支援に係る費用の3分の2(上限15万円かつ利用申請時の計画策定費用の上限)をお支払い

※ただし、支払決定額の2分の1を初回伴走支援実施まで協議会が留保します。

4 伴走支援(モニタリング)

① 中小企業・小規模事業者 認定経営革新等支援機関(士業等専門家)

早期経営改善計画に基づき、中小企業・小規模事業者の伴走支援(モニタリング)を実施して、徳島県中小企業活性化協議会へ報告(伴走支援の実施は必須です)

② 徳島県中小企業活性化協議会

報告内容を確認の上、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、経営改善計画策定支援に係る費用の3分の2(上限5万円かつ利用申請時の伴走支援費用の上限)をお支払い

下記お問い合わせ先のみならず、顧問税理士、取引金融機関、地域の商工会、商工会議所等日頃からお付き合いのある身近な機関にもご相談いただけます。

お問い合わせはこちら [【受付時間/午前8:30～午後5:00\(土・日・祝を除く\)】](#)

徳島県中小企業活性化協議会(経営改善計画策定支援部門)

tel:088-679-4090 fax:088-626-7124 E-mail:tsaisei@fm.nmt.ne.jp

住所:〒770-8530 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)3階

